

療養病床等から転換する 介護老人保健施設

I 概 要

- 転換 …… 病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。

転換を行って介護老人保健施設を開設する場合に、次の措置がとられることとなりました。

- ・ 療養病床の既存の建物を活用して介護老人保健施設に転換する場合の介護老人保健施設の施設基準の緩和。
- ・ 医療機関と介護老人保健施設が併設する場合の設備基準の緩和。
- ・ 小規模介護老人保健施設の人員基準の緩和。
- ・ 入所者に対し、適切な医療サービスが提供されるようにするため、夜間の看護体制や看取りの対応体制の整った「介護療養型老人保健施設」の基準を創設し、介護報酬上評価。

II 指 定 基 準

1 人 員 基 準

通常の介護老人保健施設と同じ基準が適用されます。

2 施設及び設備基準（ユニット型を除く）

右欄の転換老健の経過措置は、令和6年3月31日までに転換する場合に適用されます。

| 区 分 | 基 準 | 転換老健の経過措置 ・特段記載のない項目は経過措置なし |
|-------|--|--|
| 施設 | | |
| 療養室 | <ul style="list-style-type: none"> ・療養室定員 4 人以下 ・1 人当たり 8 m²以上（壁心による） ・地階に設置不可 ・1 以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置 ・寝台等を備えること ・身の回り品を保管する設備を備えること ・ナースコールの設置 | 療養室床面積 令和6年3月31日までに転換した場合、新築、増築又は全面的な改築の工事が修了するまでの間は、入所者1人当たり6.4m ² 以上（壁心による） |
| 機能訓練室 | <ul style="list-style-type: none"> ・定員数×1 m² 以上 ・必要な器械、器具 | <病院> 40 m ² 以上 <診療所> 機能訓練室と食堂とのセットで次のいずれかとする。 ①機能訓練室及び食堂はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計面積は、定員数×3 m ² 以上。ただしこの場合、機能訓練又は食事の提供に支障がない広さを確保し、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること ②機能訓練室が 40 m ² 以上及び食堂が定員数×1 m ² 以上。また、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること |
| 談話室 | <ul style="list-style-type: none"> ・談話を楽しむ広さ | |
| 食堂 | <ul style="list-style-type: none"> ・定員数×2 m² 以上 | <病院> 定員数×1 m ² 以上 <診療所> 機能訓練室の欄を参照 |

| | | | |
|------|--------------|--|--|
| | 浴室 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者に適したもの（一般浴槽） ・入浴に介助を要する者に適したもの（特別浴槽） | |
| | レクリエーション・ルーム | <ul style="list-style-type: none"> ・十分な広さ、必要な設備 | |
| | 洗面所 | <ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごと設置 | |
| | 便所 | <ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごと設置 ・ブザー等、常夜灯の設置 ・身体の不自由な者が使用するのに適したもの | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・診察室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室 | <p>診察室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該老健の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは当該老健に診察室を設けないことができる。 |
| 構造設備 | | | |
| | 建物構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物であること ・2階以上及び地階に療養室等を設けていない場合は、準耐火建築物でよい | <ul style="list-style-type: none"> ・左欄の要件を適用せず、建築基準法の基準によるものでよい。 |
| | エレベーター、階段等 | <ul style="list-style-type: none"> ・療養室等が2階以上にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設置 ・療養室等が3階以上にある場合は、避難階段を2以上設置 (直通階段を避難階段としての構造にする場合は、直通階段の数を避難階段の数に算入可) ・階段に手すりを設けること | <ul style="list-style-type: none"> ・療養室等が2階以上にある場合は、屋内の直通階段を2以上設置。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50㎡(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料)で造られている建築物にあっては100㎡)以下のものについては、屋内の階段が1で可 |
| | 廊下 | <ul style="list-style-type: none"> ・片廊下は1.8m以上、中廊下は2.7m以上 ・手すりを設けること ・常夜灯設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・片廊下は1.2m以上、中廊下は1.6m以上 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備等非常災害に際しての必要設備 | |

《留意事項》

【療養室】

本則の基準である1人当たり8㎡以上であることを満たしていないものについては、本則の基準を満たしている施設との均衡に配慮した介護報酬上の評価を行うこととします（令和6年3月31日までの間に転換を行った場合の療養室の床面積は、新築、増築又は全面的な改築の工事が修了するまでの間は、入所者1人当たり6.4㎡上）。

療養室が談話室に近接して設けられているものについては、本則の基準から、当該談話室の面積を当該談話室に近接する療養室の定員数で除した面積を減じた面積以上を満たす場合は、この限りではありません。

【機能訓練室】

サテライト型小規模介護老人保健施設について、療養病床等からの転換の場合は、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用すれば足りることとしました。

【廊下幅の測定方法】

転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、壁から測定した幅でよいこととしました。

3 運営基準

通常の新規許可時の基準と同じです。

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
(平成11年厚生省令第40号)
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
(平成12年3月17日付け老企44)
- ・ 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例
(平成25年静岡県条例第26号)
- ・ 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則
(平成25年静岡県規則第11号)

厚生労働省基準省令、解釈通知 → <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

静岡県条例、規則

→ <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijunnjyorei0328.html>

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

1 施設等の区分

| 区 分 | 施設基準 |
|--------------------|--|
| (ユニット型)介護老人保健施設(Ⅱ) | 療養型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定日が属する月の前 12 月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等から入所した者の占める割合を減じて得た数が 100 分の 35 以上であることを標準とする。ただし、当該基準を満たすことが出来ない特段の事情があるときはこの限りでない。 ・ 算定日が属する月の前 3 月間における入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が 100 分の 15 以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。 ・ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数に対し 3 : 1 以上 ・ 人員基準欠如に該当しないこと。 |
| (ユニット型)介護老人保健施設(Ⅲ) | 療養型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定日が属する月の前 12 月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等から入所した者の占める割合を減じて得た数が 100 分の 35 以上であることを標準とする。ただし、当該基準を満たすことが出来ない特段の事情があるときはこの限りでない。 ・ 算定日が属する月の前 3 月間における入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が 100 分の 15 以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。 ・ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数に対し 3 : 1 以上 ・ 人員基準欠如に該当しないこと。 ・ 入所者等の合計数が 40 以下であること。 |

《留意事項》

【所定単位数の算定区分】

介護療養型老人保健施設について、適用すべき所定単位数の算定区分については、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった事実が発生した月の翌月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設サービス費Ⅰ又はユニット型介護老人保健施設サービス費Ⅰを算定することとします。

また、施設基準を再度満たす場合には、当該施設基準を満たすこととなった月の翌月に変更の届出を行い、当該月から、介護療養型老人保健施設の施設サービス費を算定することとします。

【入所者の入所前の所在地】

「自宅等」とあるのは、自宅その他自宅に類する住まい（入所者の自宅（借家、借間、社宅等を含む。）、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅並びに家族等の自宅）をいうものであり、社会福祉施設等（グループホーム及び養護老人ホーム等）は含みません。

基準については、当該施設が介護療養型老人保健施設への転換以後の新規入所者の実績が12月に達した時点から適用します。

なお、基準中「特段の事情」とは、以下のいずれかの場合です。

- イ 半径4km以内に病床を有する医療機関がないこと。
- ロ 病床数が19以下であること。

【入所者の状態に係る基準】

月の末日における該当者の割合によることとし、算定月の前3月において当該割合の平均値が基準に適合していることが必要です。また、基準において、「著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者」とあるのは、日常生活自立度のランクM（療養強化型はランクIV又はM）に該当する者をいうものであること。

2 夜勤勤務条件の基準

| 区 分 | | 従来型 | 介護療養型 | |
|--------|-------------------|---|--|---|
| 1 施設区分 | | ・介護老人保健施設サービス費Ⅰ | ・介護老人保健施設サービス費Ⅱ | ・介護老人保健施設サービス費Ⅲ |
| 基準型 | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数 | 2 以上 (指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数(以下「利用者等の数」という。)が40以下の老健であって、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、1 以上) | | 2 以上。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、1 以上 |
| | | | 次の要件のいずれにも適合している場合は、1 以上でよい <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 又は 2 の病棟を有する病院が転換を行って開設した介護老人保健施設(1 の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限る) ・ 病院又は夜勤を行う看護職員若しくは介護職員の数が 1 以上である一般病床若しくは療養病床を有する診療所に併設する介護老人保健施設 ・ 併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の合計が 120 以下 | 病院からの転換で、次の要件のいずれにも適合している場合は、置かないことができる <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 又は 2 の病棟を有する病院が転換を行って開設した介護老人保健施設(1 の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限る) ・ 病院に併設する介護老人保健施設 ・ 併設する病院の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の合計が 120 以下 一般病床又は療養病床を有する診療所からの転換で、次の要件のいずれにも適合している場合は、置かないことができる <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が 1 以上である一般病床又は療養病床を有する診療所に併設 ・ 併設する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の合計が 19 以下 |

| | | | | |
|-----|--|---|---|---|
| | 夜勤を行う看護職員の数等 | — | 夜勤を行う看護職員の数 が利用者等の数を 41 で除 した数以上であること | 看護職員により、又は病院、 診療所若しくは訪問看護ス テーションとの連携により、 夜勤時間帯を通じて連絡体 制を整備し、かつ、必要に応 じて診療補助を行う体制を 整備していること |
| 減算型 | 基準の員数を満たさない日（暦月）が、 ①2 日以上連続して発生 又は ②4 日以上発生 | | | |

《留意事項》

【夜勤時間帯】

夜勤を行う時間帯とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所において定めます。

【1 日平均夜勤職員数に係る減算】

夜勤職員の減算については、上記表のとおりですが、介護保健施設サービス（Ⅱ）及びユニット型介護保健施設サービス（Ⅱ）については、以下のいずれかに該当する月においては、利用者等（本体施設入所者及び短期入所利用者）の全員について、所定単位数が減算されます。

- ① 前月において 1 日平均夜勤看護職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から 1 割を超えて不足していたこと。
- ② 1 日平均夜勤看護職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から 1 割の範囲内で不足している状況が過去 3 月間（暦月）継続していたこと。

【1 日平均夜勤職員数】

暦月ごとに夜勤時間帯における延夜勤時間数を、当該月の日数に 16 を乗じて得た数で除することにより算定します（小数点第 3 位以下切捨て）。

3 減算

通常の介護老人保健施設と同じ基準が適用されます。

4 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員（等特定）処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

5 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>